

公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業職員の給与費に関する状況について、次のとおり公表します。

≪水道事業≫

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和4年 度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	6,718,701	199,268	465,805	6.9	7.0

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費 135,209 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	92	332,577	74,150	138,723	545,450	5,929	6,118

(注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。

2. 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）を含み、会計年度任用職員を含みません。

3. 給与費については、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
富山市	40.4	335,031	493,768
団体平均	45.8	337,221	508,691

(注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2. 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富山市		団体平均	
一人当たりの平均支給額（令和5年度）		一人当たりの平均支給額（令和5年度）	
1,326千円		1,506千円	
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375月分） （0.975月分） （加算措置の状況） 職制上の段階による加算措置 5～10%			

(注) 1. 管理職を除く支給状況です。
 2. ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（令和6年4月1日現在）

富山市		団体平均	
一人当たりの平均支給額（令和3年度～令和5年度）		一人当たりの平均支給額（令和5年度）	
自己都合	4,257千円	11,058千円	
応募認定・定年			
（支給率）	（自己都合）	（応募認定・定年）	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	退職手当の調整額 （0円～65,000円）×60月 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。

③ 地域手当（令和6年4月1日現在）

地域手当支給実績（令和5年度決算）		10,666千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		113,466円	
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
富山市	3%	94人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区 分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
令和5年度	千円 4,037	円 62,100	% 85.5

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（令和6年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対 する支給単価
未納料金等 整理手当	料金課、給排水サービス課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	千円 129	日額 300円
公衆衛生 業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	(1) 感染症防疫作業の業務に従事したとき (2) 新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある区域において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき	千円 0	(1)日額 300円 (2)日額 3,000円
現場監督 技術指導 手 当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	千円 368	日額 300円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事したとき	千円 1,553	日額 500円
危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	千円 245	日額 250円
用地交渉 手 当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	千円 0	日額 500円

緊急出動手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	1,590 千円	1回当たり 2,000～2,200 円
下水道施設管理業務手当	下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	(1)下水道の管渠、ポンプの清掃業務に従事したとき (2)浄化センター業務に従事したとき	0 千円	(1)日額 800 円 (2)日額 250 円
災害対策業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務に従事したとき	151 千円	日額 800 円
災害応急作業等手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター及び水橋浄化センターに勤務する職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う避難所運営等に係る業務に従事したとき	1 千円	日額 710 円 1,065 円 (深夜)

⑥ 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
令和5年度	25,726 千円	325,649 円
令和4年度	32,705 千円	394,035 円

(注) 1. 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

2. 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

⑦ その他の手当(令和6年4月1日現在)

区分	内容及び支給単価	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 6,500 円 (2)子 1人につき 10,000 円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,200 円を加算 (3)そのほかの扶養親族 1人につき 6,500 円	12,172 千円	248,405 円

住居手当	借家等 ・ 家賃 23,000 円以下の場合 手当額 = 家賃 - 12,000 円 ・ 家賃 23,000 円を超える場合 手当額 = 11,000 円 + (家賃 - 23,000 円) / 2 (最高限度額月 28,000 円)	千円 4,553	円 227,650
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月 55,000 円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円~24,200 円	千円 7,960	円 85,594
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて 104,200 円以内を支給	千円 10,778	円 718,560
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額 × 1.35 × 勤務時間	千円 1,685	円 30,086
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額 × 0.25 × 勤務時間	千円 133	円 3,494
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000 円 + 加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100km 以上の場合に 8,000~70,000 円を加算	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・ 庁舎、設備の保全等 1 回 4,400 円	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ①週休日・祝日等 ・ 6 時間以下の場合 1 回 6,000 円~12,000 円 ・ 6 時間超の場合 1 回 9,000 円~18,000 円 ②平日深夜 1 回 3,000 円~6,000 円	千円 189	円 14,500

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。

《工業用水道事業》

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和4年 度の総費用に占め る職員給与費比率
令和5年度	千円 285,070	千円 165,921	千円 24,214	% 8.5	% 8.7

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費はありません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 4	千円 15,805	千円 1,757	千円 6,580	千円 24,142	千円 6,036	千円 6,405

(注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。

2. 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）を含み、会計年度任用職員を含まない。

3. 給与費については、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	41.5 歳	350,502 円	503,085 円
団体平均	46.7 歳	349,911 円	533,762 円

(注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2. 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富山市		団体平均	
一人当たりの平均支給額（令和5年度）		一人当たりの平均支給額（令和5年度）	
1,483千円		1,579千円	
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375月分） （0.975月分） （加算措置の状況） 職制上の段階による加算措置 5～10%			

② 退職手当（令和6年4月1日現在）

富山市		団体平均	
一人当たりの平均支給額（令和3年度～令和5年度）		一人当たりの平均支給額（令和5年度）	
自己都合	93千円	5,217千円	
応募認定・定年			
（支給率）	（自己都合）	（応募認定・定年）	
勤続20年分	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年分	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	退職手当の調整額 （0円～65,000円）×60月 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。

③ 地域手当（令和6年4月1日現在）

地域手当支給実績（令和5年度決算）		494千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		123,399円	
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
富山市	3%	4人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区 分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
令和5年度	千円 52	円 25,800	% 100

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（令和6年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対 する支給単価
未納料金等 整理手当	料金課、給排水サービス課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	千円 22	日額 300円
公衆衛生 業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	(1) 感染症防疫作業の業務に従事したとき (2) 新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある区域において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき	千円 0	(1)日額 300円 (2)日額 3,000円
現場監督 技術指導 手 当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	千円 0	日額 300円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事したとき	千円 0	日額 500円
危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	千円 30	日額 250円
用地交渉 手 当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	千円 0	日額 500円

緊急出動手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	0 千円	1回当たり 2,000～2,200円
災害対策業務手当	下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務に従事したとき	0 千円	日額 800円
災害応急作業等手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター及び水橋浄化センターに勤務する職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う避難所運営等に係る業務に従事したとき	0 千円	日額 710円 1,065円 (深夜)

⑥ 時間外勤務手当

区 分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
令和5年度	326 千円	108,549 円
令和4年度	644 千円	214,539 円

(注) 1. 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

2. 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑦ その他の手当（令和6年4月1日現在）

区 分	内容及び支給単価	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 6,500 円 (2)子 1人につき 10,000 円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,200円を加算 (3)そのほかの扶養親族 1人につき 6,500 円	0 千円	0 円
住居手当	借家等 ・ 家賃 23,000 円以下の場合 手当額 = 家賃 - 12,000 円 ・ 家賃 23,000 円を超える場合 手当額 = 11,000 円 + (家賃 - 23,000 円) / 2 (最高限度月額 28,000 円)	0 千円	0 円
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月 55,000 円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円 ~ 24,200 円	238 千円	79,200 円
管理職 手当	管理職員に当該職の区分に応じて 104,200 円以内を支給	648 千円	648,000 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額 × 1.35 × 勤務時間	0 千円	0 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間 に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額 × 0.25 × 勤務時間	0 千円	0 円

<p>単身赴任 手当</p>	<p>公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100Km以上の場合に8,000~70,000円を加算</p>	<p>千円 0</p>	<p>円 0</p>
<p>宿日直 手当</p>	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 1回 4,400円</p>	<p>千円 0</p>	<p>円 0</p>
<p>管理職員 特別勤務 手当</p>	<p>管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ①週休日・祝日等 ・6時間以下の場合 1回 6,000円~12,000円 ・6時間超の場合 1回 9,000円~18,000円 ②平日深夜 1回 3,000円~6,000円</p>	<p>千円 6</p>	<p>円 6,000</p>

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。

《公共下水道事業》

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和4年 度の総費用に占め る職員給与費比率
令和5年度	千円 13,444,559	千円 1,502,315	千円 306,724	% 2.3	% 2.1

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費 116,449 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 63	千円 231,068	千円 49,017	千円 98,311	千円 378,396	千円 6,006	千円 6,023

(注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。

2. 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）を含み、会計年度任用職員を含まない。

3. 給与費については、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	41.4 歳	344,764 円	522,424 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2. 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富山市	団体平均
一人当たりの平均支給額（令和5年度）	一人当たりの平均支給額（令和5年度）
1,441千円	1,489千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375月分） （0.975月分） （加算措置の状況） 職制上の段階による加算措置 5～10%	

- (注) 1. 管理職を除く支給状況です。
 2. ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。
 3. 類似団体の一人当たり平均支給額については、後日（令和7年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

② 退職手当（令和6年4月1日現在）

富山市	団体平均
一人当たりの平均支給額（令和3年度～令和5年度）	一人当たりの平均支給額（令和5年度）
自己都合 応募認定・定年 4,724千円	4,406千円
（支給率） 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 退職手当の調整額 （0円～65,000円）×60月 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	

- (注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。
 2. 類似団体の一人当たり平均支給額については、後日（令和7年2月頃の予定）、総務省より情報提供を受けてから掲載します。

③ 地域手当（令和6年4月1日現在）

地域手当支給実績（令和5年度決算）	8,414千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	121,947円		
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
富山市	3%	69人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区 分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
令和5年度	千円 3,577	円 73,005	% 92.5

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（令和6年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対 する支給単価
未納料金等 整理手当	料金課、給排水サービス課、下水道課、 各上下水道サービスセンターに勤務す る職員	滞納整理業務、給水停止処分 業務、給水停止解除処分業務、 異常水量時等の査察業務及び 苦情処理業務に従事したとき	千円 134	日額 300円
公衆衛生 業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排 水サービス課、水道課、下水道課、上下 水道施設管理センター、各上下水道サー ビスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化 センター、水橋浄化センターに勤務する 職員	(1) 感染症防疫作業の業務に 従事したとき (2) 新型コロナウイルス感染症 に感染するおそれのある区 域において、新型コロナウイルス感 染症から市民の生命及 び健康を保護するために緊急 に行われた措置に係る作業に 従事したとき	千円 0	(1)日額 300 円 (2)日額 3,000 円
現場監督 技術指導 手 当	給排水サービス課、水道課、下水道課、 上下水道施設管理センター、各上下水道 サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎 浄化センター、水橋浄化センターに勤務 する職員	工事監督、技術指導、調査の業 務に従事したとき	千円 475	日額 300円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理セ ンター、各上下水道サービスセンターに 勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事 したとき	千円 52	日額 500円
危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、 上下水道施設管理センター、各上下水道 サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎 浄化センター、水橋浄化センターに勤務 する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業 務、沈殿池清掃、高所作業等の 危険な業務に従事したとき	千円 63	日額 250円
用地交渉 手 当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排 水サービス課、水道課、下水道課、上下 水道施設管理センター、各上下水道サー ビスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化 センター、水橋浄化センターに勤務する 職員	土地の取得又は土地の取得に 伴う物件移転について相手方 と直接交渉する業務に従事し たとき	千円 0	日額 500円

緊急出動手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	1,710 千円	1回当たり 2,000～2,200 円
下水道施設管理業務手当	下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	(1)下水道の管渠、ポンプの清掃業務に従事したとき (2)浄化センター業務に従事したとき	1,119 千円	(1)日額 800 円 (2)日額 250 円
災害対策業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センターに勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務に従事したとき	23 千円	日額 800 円
災害応急作業等手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター及び水橋浄化センターに勤務する職員	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う避難所運営等に係る業務に従事したとき	1 千円	日額 710 円 1,065 円 (深夜)

⑥ 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
令和5年度	14,496 千円	268,453 円
令和4年度	21,628 千円	400,523 円

(注) 1. 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

2. 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑦ その他の手当（令和6年4月1日現在）

区分	内容及び支給単価	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)子 1人につき10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,200円を加算 (3)そのほかの扶養親族 1人につき6,500円	8,126 千円	232,161 円
住居手当	借家等 ・ 家賃23,000円以下の場合 手当額=家賃-12,000円 ・ 家賃23,000円を超える場合	4,403 千円	293,524 円

	手当額=11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額月28,000円)		
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月55,000円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月2,600円~24,200円	千円 6,281	円 95,170
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて104,200円以内を支給	千円 11,180	円 745,360
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	千円 690	円 18,644
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	千円 35	円 2,509
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100km以上の場合に8,000~70,000円を加算	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 1回 4,400円	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ①週休日・祝日等 ・6時間以下の場合 1回 6,000円~12,000円 ・6時間超の場合 1回 9,000円~18,000円 ②平日深夜 1回 3,000円~6,000円	千円 105	円 13,125

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。